

令和7年度

第6回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和7年9月25日（木）

令和7年度第6回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年9月25日（木）10:00～10:40

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

<u>農業委員</u>	<u>会 長</u>	松 木 会 長	<u>1 番</u>	高 橋 委 員	<u>2 番</u>	上 原 委 員
	<u>3 番</u>	猪 俣 委 員（欠席）	<u>5 番</u>	荒 川 委 員	<u>6 番</u>	荻野（信）委員
	<u>7 番</u>	加 藤 委 員	<u>8 番</u>	高 橋 委 員	<u>9 番</u>	小 宮 委 員
	<u>10番</u>	松 井 委 員	<u>11番</u>	荻野（武）委員（欠席）	<u>12番</u>	中戸川委員（欠席）
	<u>13番</u>	横 山 委 員	<u>14番</u>	笹 尾 委 員		

傍聴人等 傍聴人 0人

事 務 局 佐野局長 佐草局長代理 廣野主管 三浦主事

報告事項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第4号 非農地証明について

議 事

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
議案第41号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について
議案第42号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
議案第43号 令和8年度平塚市農業施策に関する要望について

＜報告事項＞

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、20件の届出について、土地の所在の一部と届出事由を報告。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、3件の届出について、土地の所在の一部と届出事由を報告。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、12件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第4号 非農地証明について

事務局 議案書のとおり、1件の非農地証明について、土地の所在の一部と利用状況を報告。

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 農地法第4条の規定による許可申請1件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【申請地】

城島市民窓口センターから東に約490mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第2種農地

【理由及び近隣状況】

東へ約490m行ったところに城島市民窓口センターがある状況。

東側及び南側は農地、西側は宅地、北側は道路。

【利用計画】

出入口は北側道路からの計画。

東側境界と南側境界に万能鋼板と単管パイプを設置し、西側境界は既存のコンクリートブロック、フェンスで被害防除。

計画地は砂利敷の状態で整地する。

雨水は自然浸透処理。

水利土木組合長からの同意済。

【申請理由】

申請人はいちごの摘み取り事業を行っている。お客様用駐車場として、いちごハウスから近く、最適な場所のため転用申請するもの。当該地は、以前に一時転用として許可を受けたが、仮設駐車場の設営等体力的に負担が大きいため、今回は永久転用となる。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1 番案件について地元委員に求める。

地元委員 申請地は、いちご摘み事業のお客さん用の駐車場として転用するもの。昨年9月に一時転用で許可を受けていたが、今回は永久転用となる。東側と南側は万能鋼板とパイプで、西側は既存のコンクリートで被害防除し、砂利で整地するため問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請2件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

農業用道路

【権利】

使用貸借権設定

【申請地】

土屋橋から北東に約580mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第1種農地

【理由及び近隣状況】

農業用施設として農業用道路に供する施設。

東側及び西側は農地、南側は道路、北側は宅地。

【利用計画】

通行は県道へ隣接する北側宅地通路及び南側市道から進入する。

東側及び西側の農地へ土砂流出しないよう措置をする。

計画地は透水性アスファルト舗装で整地する。

雨水は申請地外へ流出しない措置をする。

水利土木組合及び隣接農地所有者の同意済。

【申請理由】

譲受人は、申請地の周辺で温室栽培を行っているが、進入する道路が狭いため、農業用機械等を入れるのに苦慮していた。また、進入路の住民にも迷惑をかけることもあるため、申請地を農業用道路として利用するもの。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は、大型車両が出入りする際に、近隣住民に迷惑をかけており、それを解消するため、農業用道路として転用するもの。現地を確認し、付近に水路があるが現在は使われておらず、また、周辺農地に影響はないと思われるので、問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(2 番案件)

事 務 局

2 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

市立城島小学校から西に約 7 5 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 3 種農地

【理由及び近隣状況】

市立城島小学校から西へ約 8 0 m、城島市民窓口センターから南西へ約 3 4 5 m の位置で、幅員 4 m 以上の前面道路に 2 管（上水管、下水管）が埋設
東側は農地、西側は宅地、南側は水路、北側は道路。

【利用計画】

出入口は北側道路からの計画。

出入口を除き、申請地の周囲には土留鋼板を新設。

敷地内全面を土で転圧。

雨水は自然浸透処理。

水利土木組合及び隣接農地所有者の同意済。

【申請理由】

譲受人は不動産業を営んでおり、平塚市内を主な営業地域としている。需要拡大に伴い、資材置場に不足が生じ、敷地確保が必要な状況である。現在の資材置場の面積は 1 5 5 m² で、御殿三丁目に存在し、平塚市の中心地に位置している。資材置場が各所に存在することで、輸送コスト削減に繋がるため、平塚市北部に位置する申請地を転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は資材置場として転用するもの。南側に水路があるが、埋まっており、現在は使われていないことを現地で確認した。土留鋼板で被害防除し、敷地内は転圧する計画になっていることから、問題はない。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、6件の証明願について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から6番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委 員 異議なし。

議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から6番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、梅と花きが栽培されている。適正に管理されていることを確認したため、問題はないことを報告。

地元委員 2番案件について、果樹が栽培されている。草刈りも行われ、適正に管理されていることを確認したため、問題はないことを報告。

地元委員 3番案件について、果樹が栽培されている。申請地は、適正に管理されており、問題はないことを報告。

地元委員 4番案件について、申請地は全て稲作が行われている。申請地の一部では、すでに稲が刈られているところもあり、適正に管理されているため、問題はないことを報告。

地元委員 5番案件について、現地調査で、作付けされていることを確認。適正に管理されているため、問題はないことを報告。

地元委員 6番案件について、主に花きを栽培されている。新たに作付けをする状況で、問題はないことを報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件から6番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第41号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について

議 長 引き続き特定貸付を行っている旨の証明、1件について、事務局に説明を求める。

事 務 局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び借受人並びに農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地 元 委 員 1番案件について、申請地は作付けされ、適正に管理されているため、問題はないことを報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、これより採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第42号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、1件について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、申請地は全て水田になっている。稲作が行われ、適正に管理されているため、問題はないことを報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、これより採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、確認書を発行することに決議する。

結 果 1番案件について異議なしで議決される。⇒ 確認書発行

議案第43号 令和8年度平塚市農業施策に関する要望について

議長 令和8年度平塚市農業施策に関する要望について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び資料1のとおり説明。資料のとおり要望案としたい。

議長 事務局の説明を踏まえて、質問があるか問う。

委員 3の農地保全についての(2)について、高い固定資産税という言葉があるが、相続税も付け足した方が良いのではないか。

事務局 固定資産税は地方税だが、相続税は国税であり、市への要望事項としては不適切なため、除外した。

委員 1の基本農政についての(3)について、補助対象となる機械が限られているため、都市農業に適した機械も対象に加えることを要望する。

事務局 当該点は原案に既に含まれているが、今後さらに都市農業への対応が強化されるよう、引き続き要望していく。

議長 他に質問がないようなので、これより採決に入る。
本案件は承認ということで委員に諮り、異議がないか問う。

委員 異議なし。

結果 本案件について異議なしで議決される。⇒10月下旬に原案通り市長へ提出予定。

以上をもって閉会する。

(10時40分 閉会)

以上の会議の顛末を記載し、確認したため署名いたします。